

青年の雇用に関する請願(吉井英勝君紹介)(第七七七号)

消えた年金問題の早急な解決と最低保障年金制度の実現を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第七九二号)

同(石井郁子君紹介)(第七九三号)

同(笠井亮君紹介)(第七九四号)

同(穀田恵二君紹介)(第七九五号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第七九六号)

同(志位和夫君紹介)(第七九七号)

同(塩川鉄也君紹介)(第七九八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七九九号)

同(吉井英勝君紹介)(第八〇〇号)

公的保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額に関する請願(木原誠二君紹介)(第八〇九号)

同(菊田真紀子君紹介)(第八一〇号)

同(高井美穂君紹介)(第八一一号)

国の医療に回すお金をふやし、医療の危機打開と患者負担の軽減に関する請願(中川正春君紹介)(第八一二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案(大村秀章君外六名提出、衆法第五号)

肝炎対策基本法案(川崎二郎君外十五名提出、衆法第八号)

○茂木委員長 これより会議を開きます。

大村秀章君外六名提出、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案を議題といたします。

先週、質疑をこなしていただきましたが、他に質疑の申し出がありませんので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○茂木委員長 この際、お諮りいたします。

本案に対し、去る十一月二十八日、山田正彦君外一名から提出されました修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○茂木委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

○茂木委員長 この際、本案に対し、大村秀章君外七名から、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・そうぞう・無所属の会の六派共同提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を聴取いたします。福島豊君。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

○福島委員 ただいま議題となりました厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・そうぞう・無所属の会を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、国は、特例納付保険料相当額を負担したときは、その負担した金額の限度において、事業主が特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る保険料を納付する義務を履行しなかったこと等に起因する当該特例対象者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得するとともに、政府が厚生年金基金等に対し未納掛金相当額等を交付したときも、同様とすること。第二に、政府は、おおむね六月に一回、国会

に、年金記録確認第三者委員会が行った調査審議の結果の概要、社会保険庁長官が行った確認等の件数、特例納付保険料の納付状況その他この法律の施行状況について報告するものとする。以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○茂木委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○茂木委員長 この際、本案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。西川厚生労働副大臣。

○西川副大臣 衆議院議員大村秀章君外六名提出の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案につきましては、政府としては特に異議はありません。

○茂木委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

大村秀章君外六名提出、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。まず、大村秀章君外七名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○茂木委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○茂木委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○茂木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○茂木委員長 川崎二郎君外十五名提出、肝炎対策基本法案を議題といたします。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。宮澤洋一君。

肝炎対策基本法案

〔本号末尾に掲載〕

○宮澤議員 ただいま議題となりました肝炎対策基本法案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国においては、肝炎ウイルスに感染されている方が約三百万人、患者の方は約六十万人と推計されており、肝炎が国内最大の感染症となっております。肝炎は、感染を放置すると肝硬変、肝がんへと進行し、重篤な病態を招くおそれがあるものであります。近年、インターフェロン治療を受けることによって感染者の多くが完治できるようになりました。しかし、この治療については経済的負担が重く、治療を断念せざるを得ない方が大勢おられます。また、そもそも自分が感染していることを知らずに日常生活を過ごしておられる方も大勢おられるのが現状であります。

このような現状に対して、感染者の方々、患者の方々の人権を尊重しつつ、肝炎対策を国民的課題として位置づけ、肝炎の克服に向けた取り組みを強力に推進していくことが求められています。

また、血液製剤により肝炎に感染された方々から国及び製薬会社に対する訴訟が提起されていますが、現在、裁判所による和解が進められてお

り、患者、感染者の方々の健康の回復のためにも、一日も早い全面解決が求められているところでございます。

こうした中で、政府・与党が一体となり、肝炎ウイルスの検査の促進やインターフェロン治療の経済的負担の軽減等を内容とする新しい肝炎総合対策の推進を取りまとめたところでありますが、本案は、肝炎対策について基本法を制定し、肝炎対策の基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体等の責務を明らかにした上で、肝炎の予防、早期発見、療養に係る経済的支援等の施策を総合的に推進しようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、前文を設け、肝炎が国内最大の感染症であること、戦後の医療の進歩等により肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきた一方で、肝炎ウイルスに感染するという不幸な出来事が生じたこと等を踏まえて制定した旨を明確にすることとしております。

第二に、肝炎に関する研究を推進し、その成果を普及、活用、発展させること、居住地域にかかわらず肝炎の検査及び適切な医療を受けることができるようにすること、施策の実施に当たって肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮することを肝炎対策の基本理念として定めることとしております。

第三に、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにするとともに、政府は、肝炎対策を実施するため必要な法制上または財政上の措置等を講じなければならないものとするとしております。

第四に、厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎の予防及び医療の推進の基本的な方向等について定める肝炎対策基本指針を策定するものとし、当該指針を策定しようとするときは、肝炎対策推進協議会の意見を聞くものとするとしております。

第五に、国及び地方公共団体は、肝炎の予防の

推進、肝炎の早期発見に資する肝炎検査の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるものとするとしております。

第六に、国及び地方公共団体は、肝炎治療に携わる専門的な知識等を有する医師等の育成、専門的な肝炎医療を行う医療機関の整備及び連携協力体制の整備等を行うために必要な施策を講ずるものとするとしております。

第七に、国及び地方公共団体は、肝炎患者が適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとするとしております。

第八に、厚生労働省に、肝炎対策基本指針の策定に際して意見を聞くため、肝炎患者等を代表する者、肝炎医療に従事する者及び学識経験のある者から構成される肝炎対策推進協議会を設置することとしております。

最後に、この法律は、平成二十年四月一日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上であります。

○茂木委員長 以上で本案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る七日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十七分散会

特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、前条第一項の事業主が当該特例対象者に係る厚生年金保険法第二十七条の規定による届出をしなかつたこと又は同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行しなかつたことに起因する当該特例対象者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

第五項第十二項を同条第十三項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

第十二項 政府は、第九項の規定により特例対象加入員に係る未納掛金の額に相当する額を交付したときは、その交付した金額の限度において、前条第一項に規定する事業主が当該特例対象加入員に係る厚生年金保険法第二百二十八条の規定による届出をしなかつたこと又は同法第四百一条第一項の規定により準用される同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象加入員の負担すべき掛金を控除したにもかかわらず当該特例対象加入員に係る同法第三百三十九条第四項の掛金を納付する義務を履行しなかつたことにかつたことに起因する当該特例対象加入員が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

第六項第二項中「前条第十二項」を「前条第十三項」に改める。

第八項第十二項を同条第十三項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

第十二項 政府は、第九項の規定により特例対象加入員に係る未納掛金の額に相当する額を交付したときは、その交付した金額の限度において、前条第一項に規定する事業主が当該特例対象加入員に係る厚生年金保険法第二百二十八条の規定による届出をしなかつたこと又は同法第四百一条第一項の規定により準用される同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象加入員の負担すべき掛金を控除したにもかかわらず当該特例対象加入員に係る同法第三百三十九条第四項の掛金を納付する義務を履行しなかつたことに起因する当該特例対象加入員が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

第六項第二項中「前条第十二項」を「前条第十三項」に改める。

第八項第十二項を同条第十三項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

により当該特例対象解散基金加入員の負担すべき掛金を控除したにもかかわらず当該特例対象解散基金加入員に係る同法第三百三十九条第四項の掛金を納付する義務を履行しなかつたことに起因する当該特例対象解散基金加入員が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

第九項第二項中「前条第十二項」を「前条第十三項」に改める。

第十一項第二項及び第三項並びに第十二項第二項中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第十四項第三項中「第五項第十二項」を「第五項第十三項」に、「第八項第十二項」を「第八項第十三項」に改める。

第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一条を加える。

(国会への報告)

第十五項 政府は、おおむね六月に一回、国会に、厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項の訂正が行われた各事案についての第一項第一項に規定する機関が行った調査審議の結果の概要当該事業主が、同項の事業主が同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したと認められる場合、当該事業主が当該義務を履行しなかつたと認められる場合又は当該事業主が当該義務を履行したかどうか明らかでないことと認められる場合のいずれに該当するかに関する事項を含む。社会保険庁長官が行った特例対象者に係る第一項第一項に規定する確認等の件数、特例納付保険料の納付の状況、国が負担した特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額その他この法律の施行の状況についての報告を提出しなければならない。

附則第四条のうち日本年金機構法附則第六十九条の次に一条を加える改正規定のうち厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七条を第二十五条とする改正規定中「第

十七条を「第十八条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

附則第四条のうち日本年金機構法附則第六十九条の次に一条を加える改正規定のうち厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十六条第一号を改め、同条を第二十四条とする改正規定中「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

附則第四条のうち日本年金機構法附則第六十九条の次に一条を加える改正規定のうち厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条を第二十三条とし、第十四条の次に八条を加える改正規定中「第十五条を第二十三条とし、第十四条」を「第十六条を第二十四条とし、第十五条」に改め、第二十一条を第二十三条とし、第二十一条を第二十三条とする。

附則第四条のうち日本年金機構法附則第六十九条の次に一条を加える改正規定のうち厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条を第二十三条とし、第十四条の次に八条を加える改正規定のうち第二十条第一項第三号中「第十五条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に改め、同項第七号中「第十五条第一項第四号」を「第十六条第一項第四号」に改め、同条を第二十一条とする。

附則第四条のうち日本年金機構法附則第六十九条の次に一条を加える改正規定のうち厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条を第二十三条とし、第十四条の次に八条を加える改正規定のうち第十九条第一項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

附則第四条のうち日本年金機構法附則第六十九条の次に一条を加える改正規定のうち厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条を第二十三条とし、第十四条の次に八条を加える改正規定中第十八条を第十九条と

し、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第四条のうち日本年金機構法附則第六十九条の次に一条を加える改正規定のうち厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律本則に一条を加える改正規定のうち第二十六条第一号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十一条第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同条第二号中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第二十七条とする。

肝炎対策基本法案 肝炎対策基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 肝炎対策基本指針（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進（第十一條・第十二條）

第二節 肝炎医療の均てん化の促進等（第十三條―第十七條）

第三節 研究の推進等（第十八條）

第四章 肝炎対策推進協議会（第十九條・第二十条）

附則
今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した者が多数存在し、肝炎が国内最大の感染症となっている。

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあることから、これらの者にとつて、将来への不安は計り知れないものがある。

戦後の医療の進歩、医学的知見の積重ね、科学技術の進展により、肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたが、他方で、その過程において、肝炎ウイルスに感染するという不幸な出来事が生じた

ことは事実である。さらに、現在においても、早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多い。また、肝炎ウイルスや肝炎に対する正しい理解が、国民すべてに定着しているとは言えない。

このような現状において、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取組を一層進めていくことが求められている。

ここに、肝炎対策に係る施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 肝炎対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 肝炎に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、肝炎の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

二 何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎に係る検査（以下「肝炎検査」という。）を受けることができるようにすること。

三 肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（以下「肝炎患者等」という。）がその居住する地域にかかわらず等しく適切な肝炎に係る医療（以下「肝炎医療」という。）を受けることができるようにすること。

四 前三号に係る施策を実施するに当たつて

は、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとする。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、肝炎対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、肝炎対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（医療保険者の責務）

第五条 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及、肝炎検査に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、肝炎に関する正しい知識を持ち、肝炎患者等が肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するとともに、肝炎の予防に必要な注意を払うよう努め、必要に応じ、肝炎検査を受けるよう努めなければならない。

（医師等の責務）

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎対策に協力し、肝炎の予防に寄与するよう努めるとともに、肝炎患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な肝炎医療を行うよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、肝炎対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 肝炎対策基本指針

（肝炎対策基本指針の策定等）

第九條 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（以下「肝炎対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

2 肝炎対策基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

二 肝炎の予防のための施策に関する事項

三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

四 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

五 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

六 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

七 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

八 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

九 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、肝炎対策基本指針の変更について準用する。

（関係行政機関への要請）

第十條 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、肝炎対策基

本指針の策定のための資料の提出又は肝炎対策基本指針において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要を要請することができる。

第三章 基本的施策

第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進

第十二條 国及び地方公共団体は、肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及その他の肝炎の予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（肝炎検査の質の向上等）

第十三條 国及び地方公共団体は、肝炎の早期発見に資するよう、肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価の実施、肝炎検査に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他の肝炎検査の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、肝炎検査の受検率の向上に資するよう、肝炎検査に関する普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

第二節 肝炎医療の均てん化の促進等

第十四條 国及び地方公共団体は、肝炎医療の均てん化及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第十五條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に携わる医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第十六條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に携わる医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第十七條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に携わる医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第十八條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に携わる医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第十九條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に携わる医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に携わる医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十一條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に携わる医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十二條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に携わる医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十三條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に携わる医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十四條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に携わる医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十五條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に携わる医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（肝炎患者の療養に係る経済的支援）

第十五條 国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じた適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。

第十六條 国及び地方公共団体は、肝炎患者が肝炎医療を受けるに当たつて入院、通院等に支障がないよう医療機関、肝炎患者を雇用する者その他の関係する者間の連携協力体制を確保することその他の肝炎患者が肝炎医療を受ける機会の確保のために必要な施策を講ずるとともに、医療従事者に対する肝炎患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他の肝炎患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

第十七條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第十八條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、肝炎患者等、その家族及びこれらの者の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第十九條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第二十條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第二十一條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第二十二條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第二十三條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第二十四條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第二十五條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第二十六條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第二十七條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第二十八條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第二十九條 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等

に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 肝炎対策推進協議会

第十九條 厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第九條第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第二十條 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 協議会の委員は、肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 肝炎対策基本法（平成十九年法律第 号）第九條第一項に規定する肝炎対策基本指針の策定に関すること。

第六条第二項中「がん対策推進協議会」を「がん対策推進協議会」に改める。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（肝炎対策推進協議会）

第十一条の四 肝炎対策推進協議会について、肝炎対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

理 由

今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した者が多数存在すること、肝炎は適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、より重篤な疾病に進行する可能性があること等肝炎が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、肝炎対策を総合的に推進するため、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。